第35期定時株主総会

招集のご通知

2021年4月1日から2022年3月31日まで

日 時 2022 年 6 月 29 日 (水) 午前 10 時 (受付開始 午前 9 時 30 分)

場 所 長野県佐久市長土呂 159 番地 2 エフビー介護サービス株式会社 3 階会議室 「信念」



証券コード 9220

<定時株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日の会場へのご来場は極力お控えいただき、議決権行使書により事前に議案に対する賛否をご表示いただき、ご送付くださいますようお願い申しあげます。

株主各位

長野県佐久市長土呂 159 番地 2 エフビー介護サービス株式会社 代表取締役会長兼社長 栁澤 秀樹

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、 お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を ご表示いただき、2022年6月28日(火)午後5時30分までに到着するようご送付いただき たくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時00分
- 2.場 所 長野県佐久市長土呂 159 番地 2 当社本店 3 階 会議室 「信念」
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第35期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第35期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙とご出席者の名刺を会場受付に ご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、また、新型コロナウイルス感染拡大の状況などにより対応に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://fb-kaigo.co.jp/)に掲載させていただきます。

事業報告

2021年4月1日から2022年3月31日まで

1. 企業集団(当社グループ)の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症及び変異ウイルスの拡大により、社会・経済活動が著しく制限されました。緊急事態宣言の断続的な発出及びまん延防止等重点措置が取られましたが、一方で、ワクチン接種が全国各地で進捗し、同感染症の沈静化が期待される状況となり経済活動に回復の兆しが見え始めているものの、ウクライナ情勢等の地政学リスクや原油価格等の原材料価格の上昇など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

国内の介護業界におきましては、社会の高齢化に伴い介護サービスの利用者数は増加しているものの、サービスを担う人材確保に取り組むことは急務となっており、引き続き介護事業者の大きな課題となっております。このような状況のもと当社グループは、利用者様に品質の高いサービスを提供するため、従業員が働きやすい環境を整備することによって雇用の安定に努めてまいりました。当社では、人員採用と雇用の安定を狙いとして、2021年4月1日付けで非正規社員の大半を正社員に登用を行いました。これに伴い、当社の正社員比率は70%を超えております。今後も正社員採用に重点をおき、安定雇用に取り組む方針であります。

利用者獲得のための営業活動や、介護施設での人員配置の適正化を図る一方で、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大リスクを可能な限り抑制するため感染症対策を徹底しつつ、利用者に寄り添った介護サービスを継続できるよう最善を尽くしました。

一方、グループ経営の効率化を目的として、株式会社生活サポーターふるまい(本社:新潟県見附市)の全株式を2021年4月28日に譲渡したことにより、売上高が減少しましたが、経費の削減により営業利益の増加に寄与しました。また、当該株式譲渡に伴い子会社株式売却益71百万円を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は9,185 百万円(前連結会計年度比1.8%減)、営業利益は649 百万円(前連結会計年度比23.0%増)、経常利益は647 百万円(前連結会計年度比6.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は528 百万円(前連結会計年度比10.8%増)となりました。

事業セグメントの状況

(福祉用具事業)

福祉用具事業においては、レンタル売上は堅調に推移いたしました。新型コロナウイルス感染症の 影響により、在宅の住環境の整備を必要とされている方が増加しており、レンタル商材の手すりの需 要が増えました。これに対応すべく手すりにつきましては、居室内で使用するものや、外出機会増加 に伴い玄関口で使用するものなど、用途に応じた製品を提供いたしました。費用面では、利用者様の様々なニーズにスピーディーに答えるため、介護用電動ベッドや手すりなどの新商品の貸与品仕入れを増加しました。また、栃木県小山市に営業所を 2022 年 5 月に新規開設するため、その準備費用を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の福祉用具事業の売上高は4,036百万円(前連結会計年度比7.3%増)、 セグメント利益は271百万円(前連結会計年度比15.6%減)となりました。

(介護事業)

介護事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用の営業活動に制限を受けた期間 もありましたが、利用状況は堅調に推移いたしました。デイサービスの稼働率も、営業活動を強化し たエリアでは増加傾向となっております。また、特定施設等を対象とした介護保険報酬の加算(注)を 複数事業所で新規に取得したことが、売上高の増加に寄与しました。

介護事業の拠点につきましては、子会社であった株式会社生活サポーターふるまいの各拠点は、株式譲渡に伴い当社グループから除外されました。また、埼玉県深谷市のグループホーム1事業所の事業を譲り受け2021年5月より運営を開始しております。長野県佐久市のデイサービス「ふらっとうすだ」は、近隣の環境変化により利用者の減少傾向が継続しておりましたので2022年3月末に閉鎖いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の介護事業の売上高は 5,149 百万円(前連結会計年度比 7.9%減)、 セグメント利益は 377 百万円(前連結会計年度比 83.3%増)となりました。

(注)介護保険における加算とは、介護サービスの質の向上のために設けられた制度であり、基本報酬に加算されます。加算取得には事業所における有資格者の人数や、追加的なサービス業務の提供等、定められた条件を満たす必要があります。

企業集団のセグメント別の売上高推移

事業区分	第 34 期 2021 年 3 月期	第 35 期 2022 年 3 月期	前期比			
ず 未凸刀	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減 (%)		
福祉用具事業	3, 761	4, 036	274	7. 3%		
介 護 事 業	5, 590	5, 149	▲ 440	▲ 7.9%		
合 計	9, 352	9, 185	▲166	▲ 1.8%		

② 設備投資の状況

当連結会計年度に当社グループが実施した設備投資の総額は 61 百万円であります。その主なものは、のれん 24 百万円、機械装置 7 百万円であり、介護事業における事業譲受や非常用自家発電設備の取得等によるものであります。

- ③ 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 2021年4月に連結子会社の株式会社生活サポーターふるまいの全株式を売却いたしました。本株 式譲渡に伴い、株式会社生活サポーターふるまいは当連結会計年度より当社の連結子会社から除外 しております。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 埼玉県深谷市のグループホーム「ここあ」深谷を事業譲受して、2021年5月1日付けで事業所番号を取得し当社で運営をしております。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式、その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 33 期 2020 年 3 月期	第 34 期 2021 年 3 月期	第 35 期 2022 年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	9, 011	9, 352	9, 185
経常利益(百万円)	532	608	647
親会社株主に帰属する当期 純 利 益 (百 万 円)	485	477	528
1株当たり当期純利益(円)	242. 76	238. 53	240. 32
総 資 産(百万円)	7, 973	8, 314	7, 698
純 資 産(百万円)	631	1, 482	2,008
1 株当たり純資産(円)	313. 17	673. 99	913. 16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。2021年3月9日付けで普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っており、第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、当社は2021年3月31日に200,000株の第三者割当増資を実施しており、発行済株式総数は2,200,000株となり、第34期の1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会			社			名	資	本	金	出資比率	主要な事業内容	決	算	日
ル	ル	パ	株	式	会	社		5 百 7	5円	100%	給食サービス事業	3	月 31	日
ス	マイ	ル	薬局	株	式:	会 社	ć	8 百フ	5円	100%	調剤薬局の経営	3	月 31	. 目

(4) 対処すべき課題

① 介護保険法等の改正への対応及び経営体質改善における課題

医療・福祉の業界環境においては、療養病床の再編、地域包括ケアシステムの構築による地域完 結型医療への転換、特別養護老人ホームの中重度者受入れへの移行、独居高齢者世帯ならびに高齢 者夫婦のみの世帯の急速な増加により、シニアマーケットの中で介護事業各社の競争が激化してお ります。 2021年4月に介護報酬改定が行われ、全体改定率はプラス 0.7%となりました。見直されるポイントも対象が多くなり、多数の改定となりました。主なポイントとして①感染症や災害への対応力の強化、②地域包括ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止の取り組みの推進、④介護人材の確保・介護現場の革新、⑤制度の安定性・持続可能性の確保があげられました。

今回の改定では、新型コロナウイルス感染症の収束後に訪れるであろう、2024年診療報酬と介護報酬の同時改定における、改革に向けた序章となるエッセンスが散りばめられた改定となっております。次回改定に向け、今回の報酬改定の内容をしっかりと読み解き、先取りした備えを行うことが何よりも肝要と考えております。

上記対応策として、短期的な取り組みと中長期的な取り組みをしっかりと分けて戦略を組み立てる必要があります。短期的には、今回の報酬改定はプラス改定であることから、各サービスの見直し、利用者様獲得営業体制の再構築、介護人材の確保、コスト削減方法の再構築、コンプライアンス対策等の徹底を行う必要があります。現行制度下での収益の確保の最大化を目標とし、今回の報酬改定項目に対し、確実に対応していくことが重要であると考えております。そして、中長期的には、次期改定への備えを行っていくために「自立支援に向けた取り組み」が求められます。そのためには従業員への啓蒙及び教育、サービスモデルの再構築、設備環境の見直し等、時間をかけて取り組む必要があります。

また、「生産性向上に向けた取り組み」については、ICT等の活用によるアウトカム評価の推進に向けた要介護高齢者のより細かな情報収集体制の構築が必要であることから、システム環境の見直しや業務オペレーションの再構築など、こちらも時間をかけて取り組む必要があります。

当社では他社との差別化を図るため、在宅介護分野における福祉用具貸与事業においては時代に沿った高機能な商品をスピーディーにお届けできる体制の強化、介護事業においては介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)や地域密着型の小規模施設(グループホーム、小規模多機能等)を中心に拡大してきました。今後、社会保障財政の縮小が懸念される中で、特定施設の総量規制なども含み、従来のフォーマルサービスに加え、介護保険外のインフォーマルサービスも視野に入れた事業基盤の強化が必要になると考えております。

そのような中で、当社は介護事業においては、各自治体の介護保険事業計画等の情報の収集、及び詳細な調査を行うとともに綿密なマーケットリサーチを行い、積極的に公募に参加してまいります。施設の開設においては、継続的な成長が可能となるよう適正な投資水準の維持を図り、健全な財務体質の構築に努めてまいります。

また、当社は積極的な事業拡大に際し、設備投資資金を金融機関からの借入により調達してまいりましたので、総資産に対する有利子負債残高の割合が高い水準にあります。このため今後の財務体質の改善に継続的に取り組み、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めてまいります。

② 労働力の確保

今後の介護サービスの需要の拡大に伴い懸念される、労働力不足による人材の採用及び育成等の 継続的な諸問題は、当社におきましても重要な経営課題と認識をしております。

介護職員に対しては介護レベルに応じた各種研修体制を含め、職員の資質向上、適正な人事評価制度とキャリアパス制度の見直しなどにより、介護人材の採用、育成、定着率の向上を推進しております。また、従来の国内採用の他、外国人技能実習生の受入れとともに、2020年6月より1号特

定技能外国人の受け入れ支援、及び相談できる登録支援機関の登録許可を受けております。多様な 人材が個々の価値観やスキルを最大限に利用して活躍できる環境づくりを推進しております。

③ コンプライアンス・内部統制の充実

介護保険制度下での事業者として社会的責任を果たすべく、引き続き法令順守を徹底することに加えて、企業経営の透明性及び開示情報の正確性を確保するためコンプライアンス・リスク管理を含め研修を継続しております。併せてコンプライアンス・ハラスメント等の相談窓口の設置等により労働環境の整備を図り、内部統制の充実を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

	事	業	区	分		事 業 内 容
介	護	保	険	事	業	福祉用具貸与、居宅介護支援、訪問介護・看護、デイサービス等
高	齢者	向り	ナ住	宅事	業	有料老人ホーム 等
相	談	支	援	事	業	障害のある方への相談支援 等
食	事提	供サ	ーヒ	ごス事	手業	高齢者向け施設、障害者施設等への食事提供業務等
調	剤	薬	局	事	業	「処方せん」を基に、薬の調剤、適正使用に関する情報の提供 等

(6) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

名	称	所 在 地
当	社	本社 長野県佐久市長土呂 159 番地 2 ※1:各営業所、事業所は枠外に記載
ルルルパを	朱 式 会 社	長野県佐久市長土呂 159 番地 1
スマイル薬	局株式会社	長野県佐久市岩村田 2080-11

※1 当社、営業所、事業所

当社は、サービス提供のため国内に営業所及び事業所を有しております。

地域別に表示すると次のとおりであります。

地域	営業所、事業所
長 野 県	福祉用具 5 / 居宅 8 / 介護事業 45 計 58 ヶ所
群 馬 県	福祉用具 4 / 居宅 3 / 介護事業 5 計 12 ヶ所
埼 玉 県	福祉用具 3 / 居宅 3 / 介護事業 9 計 15ヶ所
新 潟 県	福祉用具 2 / 居宅 3 / 介護事業 9 計 14ヶ所
栃木県	福祉用具 2 / 居宅 2 / 介護事業 4 計 8ヶ所

(7) 企業集団の従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 従業員の状況

事業部門別	従 業 員 数
福祉用具事業	285 名(13 名)
介 護 事 業	643名(170名)
全社 (共通)	57名(5名)
合 計	985名(188名)

(注)従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均勤続年数
938(171)名	50(10)名			44.8才	5.5年

(注)従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

		,	借	入	先				借入額(百万円)
株	式	会	社	八	+	\equiv	銀	行	1, 396
株	式	会	社	Ā	詳	馬	銀	行	1, 263
株	式	会	社	-	長	野	銀	行	402

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

発行可能株式総数
 発行済株式の総数
 3 当事業年度末の株主数
 8,000,000 株
 2,200,000 株

④ 大株主の状況(上位 10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
柳 澤 秀 樹	540,000	24. 5
柳 澤 考 輝	400,000	18. 1
柳 澤 美 穂	300,000	13.6
株式会社カントリビューション	300,000	13.6
SUN 株式会社	200,000	9.0
柳 澤 瞬	100,000	4.5
柳 澤 翔	100,000	4.5
柳 澤 陽 子	60,000	2.7
フランスベッドホールディングス株式会社	55, 000	2.5
ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合	41,600	1.8

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

					第 1 回 新 株 予 約 権
発	行	決	議	日	2021年3月17日
新株	予 約	権の	数	(個)	167, 900
新株子	予約権の	目的。	となる	が株式の	普通株式 167,900 株
種	類		と	数	(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とす
					る。)
新株	予 約	権の	払ぇ	全 額	新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

The lift on the life of the li	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,800円とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。 現整後行使価額を調整前行使価額 × 分割・併合の比率 また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 既発行 調整前 新規発行 1株当たり調整後=株式数 × 行使価額 + 株式数 × 払込金額行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合
権 利 行 使 期 間	には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。 新株予約権の付与事項を決定する取締役会決議の日後2年を 経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までとす る。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合に はその前営業日を権利行使の最終日とする。
行 使 の 条 件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名称	個数	保有者数
取締役			
(監査等委員及び社外	第1回新株予約権	21,000 個	2名
取締役を除く)			
社外取締役	該当ありません。	_	_
取締役	該当ありません。		
(監査等委員)		_	_

③ 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	柳 澤 秀 樹	
		ルルパ株式会社 代表取締役
取締役副社長	栁 澤 美 穂	スマイル薬局株式会社 代表取締役
		北京江山福佰健康養老服務有限公司 董事
常務取締役	栁 澤 考 輝	事業部門担当
		コーポレート部門担当
常務取締役	片 岡 将	海外事業推進室 室長
		北京江山福佰健康養老服務有限公司 董事
取 締 役	二宮真司	社長室長
		弓場公認会計士事務所 所長
取 締 役	弓 場 法	弓場法税理士事務所 所長
		日置電機株式会社 監査役
取締役(監査等委員・常勤)	中 桐 則 昭	
取締役 (監査等委員)	降幡武亮	Repertoire Genesis株式会社 監査役
		株式会社 H&D パートナーズ 取締役
		結和税理士法人 社員税理士
取締役 (監査等委員)	粟 澤 方 智	粟澤・山本法律事務所 社員弁護士
		ブレイン・アンド・キャピタル・インベストメン
		ツ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役弓場法ならびに取締役(監査等委員)中桐則昭、降幡武亮及び粟澤方智の4氏は社 外取締役であります。
 - 2. 監査等委員 中桐則昭氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 監査等委員 栗澤方智氏は、弁護士の資格を有しており、コーポレートガバナンス及び法 務全般に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、 監査・監督機能を強化するために、中桐則昭氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
弓 場 法	_	取締役(社外取締役)	2021年11月8日
栁 澤 美 穂	常務取締役 人事部長	取締役副社長	2021年6月30日
片 岡 将	常務取締役 海外事業推進室長 北京江山福佰健康養老服務有 限公司 董事	常務取締役 コーポレート部門担当 海外事業推進室長 北京江山福佰健康養老服務有 限公司 董事	2021年6月30日

③ 当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在での取締役兼務者を除く執行役員及びその担当は以下のとおりであります。

役職	氏 名
執行役員 用具事業部長	中 澤 幸 雄
執行役員 介護事業部長	塩 野 隆
執行役員 商品管理センター長	中 嶋 伸 一 郎

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427 条第1項及び当社定款に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、会社法第425 条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査等委員、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害が補填されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針

に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬体系は基本報酬と非金銭報酬等により構成し、基本報酬は「役員規程」に定める内容に準じるものとしております。

役員の報酬の総額は、株主総会の決議により定め、取締役(監査等委員である取締役を除く)に 対する配分は、取締役会に諮り、決定いたします。

常勤取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、原則として従業員給与の最高額を基準とし、役職による区分により報酬レンジを役位別に決定いたします。なお、代表権に対する報酬を別建てとして加算いたします。代表権は原則として取締役会長及び取締役社長を対象としております。報酬のレンジの適用については、各役員別に以下の諸項目を勘案して、定めるものとしております。

- (1) 当社及び当社グループの業績
- (2) 事業計画達成状況及び達成への貢献度
- (3) 企業価値向上への功績
- (4) その他 (就任時の事情等)

取締役(監査等委員である取締役)に対する配分は、「監査等委員会規則」に基づき決定いたします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、基本方針に定める(1)~(3)の評価分類を5項目に分類し、役位に応じた評価基準を定め、評価に基づき報酬テーブルを参照して決定いたします。

- (1) 当社及び当社グループの業績
 - A 収益レベル (経常利益額)
 - B 内部留保額(純資産額)
- (2) 事業計画達成状況及び達成への貢献度
 - C 定量目標(経常利益達成率)
 - D 定性的評価
- (3) 企業価値向上への功績(過年度からの寄与など)
 - E 取締役在任期間
- 3. 非金銭報酬等の個人別の内容の決定に関する方針

当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、非金銭報酬等としてストックオプションを付与することとしております。ストックオプションの付与に際しては、当社と同程度の事業規模や業種に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものといたします。

② 取締役及び監査等委員の報酬等の総額

	人員	報酬等の総額	報酬等の種類	別の総額(千円)
区 分	(名)	(千円)	基本報酬	ストックオプション
取締役(監査等委員を除く。)	6	105, 350	105, 350	_
(うち社外取締役)	(1)	(1, 250)	(1, 250)	(-)
取締役 (監査等委員)	3	9, 300	9, 300	
(うち社外取締役)	(3)	(9, 300)	(9, 300)	_
^ ⇒I	9	114, 650	114, 650	
合 計	(4)	(10, 550)	(10, 550)	_

- (注) 1. 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は1名)であります。
 - 2. 当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名であります。
 - 3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2020 年8月31日開催の臨時株主総会において年額3億円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020 年8月31日開催の臨時株主総会において年額3千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、監査等委員である社外取締役は3名)です。

(5) 社外役員に関する事項

他の法人等の社外役員等との重要な兼務に関する事項

- ① 社外取締役 弓場法氏の兼務先である弓場公認会計士事務所、弓場法税理士事務所、日置電機株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ② 監査等委員 降幡武亮氏の兼務先である Repertoire Genesis 株式会社との間に重要な取引その 他の関係はありません。
- ③ 監査等委員 粟澤方智氏の兼務先であるブレイン・アンド・キャピタル・インベストメンツ株式 会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ④ 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ⑤ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
		2021年11月8日就任後に開催の取締役会11回の全てに出席
		し、主に上場会社の監査役として培われた経験、また公認会計
社外取締役	弓 場 法	士、税理士としての専門的見地に基づき、当社の経営に対する実
		効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしており、議案審議
		に必要な発言を適宜行っております。
		当事業年度に開催の取締役会 20 回の全てに出席、及び監査等委
		員会 12 回の全てに出席し、主に公認会計士として培われた専門
股本放 委员		的知識並びに取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保にあた
監査等委員	中桐 則 昭	り、複数の企業経営者としての経験等から、議案審議に必要な発
		言、及び監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の
		協議等を行っております。
		当事業年度に開催の取締役会 20 回の全てに出席、及び監査等委
		員会 12 回の全てに出席し、主に証券会社の公開引受部門で培わ
卧木放禾 县	吃 怦 斗 方	れた専門的知識・経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適
監査等委員	降幡武亮	正性の確保にあたり、議案審議に必要な発言、及び監査結果につ
		いての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っておりま
		す。
		当事業年度に開催の取締役会 20 回中 19 回出席、及び監査等委員
卧 木		会 12 回の全てに出席し、主に弁護士として永年にわたり培われ
監査等委員	栗澤方智	た法律知識・経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性
		の確保にあたり、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(6) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称EY 新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 監査証明業務に基づく報酬額 30,000 千円
 - (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しております。

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新株発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当社の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任を決定する方針であります。

(7)業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ① 事業の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役に対しては、各監査等委員が職務執行を法令及び定款と照らして監視を行うとともに、 決裁審議において非適合の事象を確認の際は、意見を行い、執行前に防止する体制としておりま す。使用人に対しては、経営方針書を示し、この運用を行っております。また、定款に適合しな い行為が発生することを防止するため、決裁権限を職務権限規程で定め、執行前の段階で稟議等

による審査を受けなければ執行できない体制としております。 (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行に係る情報については、「職務権限規程」に基づき、稟議書が作成され、当該稟議書は決裁

システム内にデジタルデータとして保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社役員及び関係会社の代表取締役で構成されているリスク・マネジメント及びコンプライアンス推進委員会において、リスクの洗い出しとその評価を行い、その対応策を検討・実施決定を図っております。また、未知の新たなリスクについては、その事象及び確認されているリスクが顕在化あるいはその兆候が発生した折りには、当社役員及び関係会社の代表取締役は当会議に報告し、現状対応策における不足の有無を確認し、不足の有る場合は、その対処を検討・実施する体制としております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 中期経営計画及び単年度計画を策定し、適正に経営管理を行っております。 取締役の職務の執行が効率的に行われるために必要である適正な業務分掌は「業務分掌規程」 及び「職務権限規程」において整備しております。
- (5) 当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 内部監査室を設置するとともに、「内部監査規程」を設けて業務の適正を確保しております。 内部監査室は、被監査部門から独立した部門として、監査の事務を司る部門としております。 当該部門は、「内部監査規程」に基づき監査を行い、その結果を代表取締役及び監査等委員に報告 しております。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員補助員として使用人を置くこととする。当該使用人は、監査等委員の指示によりその業務を行う。

当該使用人の人事考課・異動その他の人事に関する事項の決定は、事前に常勤監査等委員の同意を得ることにより、当該使用人の独立性を確保しております。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及びその他監査等委員への報告に関する 体制

代表取締役及び取締役は、取締役会その他の者が出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告しております。

取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす事実、不正行為、又は法令に違反する重大な事 実を発見したときは、当該事実について監査等委員に速やかに報告しております。

(8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、監査を実効的に行うために必要と判断した時は、取締役及び使用人に対し職務の執行状況について報告をいつでも求めることができる。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない。

監査等委員は取締役会のほか、重要な会議と監査等委員が判断した会議には出席をし、必要に 応じて意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧できるようにしてお ります。

- (9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況 当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは 一切の関係を持たず、一切の利益を供与致しません。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守 して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとしております。
 - (b) 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告の適正性の確保に努めるものとして おります。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制について、当社は内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社の管理業務体制を強化するために、内部監査室は巡回及びモニタリングを定期的に 実施するとともに、監査等委員や会計監査人と連携を図ることで業務を適切に運用しております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

資産の部									負	債の部					
		科	E	1			金 額			科	F	1			金 額
流動資産							3, 370, 758	流動負債							2, 227, 774
現	金	及		び	預	金	1, 789, 586	支	払 手	形	及	び	買掛	金	147, 446
売			掛			金	1, 335, 221	短	期		借		入	金	400, 000
商						品	17, 656	1 年	内返	済 予	定の	り長	期借え	人 金	463, 298
貯			蔵			品	14, 459	IJ	_		ス		債	務	8, 076
そ			\mathcal{O}			他	214, 001	未			払			金	620, 581
貸	倒		引		当	金	△ 167	未	払	法		人	税	等	99, 467
固定資産							4, 321, 914	契		約		負		債	32, 241
有形固定	定資産						3, 795, 595	賞	与		引		当	金	376, 015
建	物	及	び	構	築	物	3, 298, 609	そ			\mathcal{O}			他	80, 646
機	械 装	置	及	び	運 搬	具	33, 514	固定負債							3, 462, 000
土						地	412, 455	長	期		借		入	金	2, 916, 433
IJ	_		ス		資	産	5, 333	IJ	_		ス		債	務	8, 875
建	設		仮		勘	定	420	退	職給	付	に	係	る負	債	25, 313
そ			\mathcal{O}			他	45, 263	長	期		未		払	金	268, 323
無形固然	定資産						65, 870	資	産	除		去	債	務	190, 609
の			れ			λ	20, 404	そ			\mathcal{O}			他	52, 446
IJ	_		ス		資	産	10, 050			負債	信合計	ŀ			5, 689, 774
そ			\mathcal{O}			他	35, 416					純	資産の音	郡	
投資その	の他の資	產					460, 447	株主資本							2, 008, 867
投	資	有		価	証	券	34, 432	資本金	:						190, 000
繰	延	税		金	資	産	239, 742	資本剰	余金						180, 000
そ			の			他	186, 272	利益剰	余金						1, 638, 867
繰延資産							6, 055	その他の	包括利益	情果盐	額				85
株	式		交		付	費	6, 055	その)他有価	証券詞	平価差	色額金	È		85
										純資	産合	計			2, 008, 953
	資	産	合	計			7, 698, 728			責・叙	資産	合計			7, 698, 728

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	科	•	B		金	額
売	-	Ŀ	髙			9, 185, 911
売	上	原	価			7, 629, 034
	売 上	絵	利	益		1, 556, 877
販売	き費及び	一般管	理 費			907, 355
	営	業	利	益		649, 521
営	業	外 収	益			
	受日	取利息	及び配当	金	1,060	
	補	助	金 収	入	15, 729	
	助	成	金 収	入	5, 208	
	社	宅	使用	料	5, 006	
	確気	定 拠 出	年 金 返 還	金	4, 499	
	そ		の	他	12, 291	43, 795
営	業 2	外 費	用			
	支	払	利	息	42, 528	
	そ		の	他	3, 127	45, 655
	経	常	利	益		647, 661
特	別	利	益			
	固	定資	産 売 却	益	19	
	子:	会 社 株	式売却	益	71, 465	71, 484
特	別	損	失			
	固	定資産	除売却	損	0	
	減	損	損	失	9, 395	9, 395
	税金等	調整前	当期純利	益		709, 750
	法人	、税、住民	己税及び事業		174, 057	
	法	人税	等 調 整	額	6, 994	181, 051
	当其		利	益		528, 698
	親会社株	王に帰属	する当期純和	山益		528, 698

連結株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

				(—1=- 1111)			
		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当期首残高	190,000	180,000	1, 110, 168	1, 480, 168			
当期変動額							
親会社株主に帰属する当 期純利益			528, 698	528, 698			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	1		528, 698	528, 698			
当期末残高	190,000	180,000	1, 638, 867	2, 008, 867			

	その他の包括	舌利益累計額	
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	2, 605	2, 605	1, 482, 774
当期変動額			
親会社株主に帰属する当 期純利益			528, 698
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2, 520	△2, 520	△2, 520
当期変動額合計	△2, 520	△2, 520	526, 178
当期末残高	85	85	2, 008, 953

貸借対照表

2022年3月31日現在

資産の部		負債の部			
科目	金額	科目	金額		
流動資産	3, 172, 867	流動負債	2, 166, 670		
現金及び預	1,642,801	買掛金	137, 305		
売掛	1, 291, 368	短 期 借 入 金	400,000		
商	7, 442	1年内返済予定の長期借入金	457, 694		
貯	14, 458	リ ー ス 債 務	6, 642		
前 払 費	∄ 31,000	未 払 金	598, 938		
関係会社短期貸付	3, 300	未 払 費 用	63, 894		
その	182, 662	未 払 法 人 税 等	87, 217		
貸 倒 引 当	△ 167	契 約 負 債	32, 293		
固定資産	4, 336, 188	賞 与 引 当 金	366, 392		
有形固定資産	3, 797, 151	そ の 他	16, 290		
建	3, 118, 827	固定負債	3, 455, 089		
構築	184, 346	長 期 借 入 金	2, 912, 445		
機械及び装	27, 473	リ ー ス 債 務	8, 517		
車 両 運 搬	6,040	退職給付引当金	25, 313		
工具、器具及び備	44, 045	長期 未 払 金	268, 323		
土	<u>4</u> 12, 455	資 産 除 去 債 務	188, 044		
リ ー ス 資	3, 542	そ の 他	52, 446		
建 設 仮 勘	420	負債合計	5, 621, 759		
無形固定資産	65, 581	純資産の部			
のれ	20, 404	株主資本	1, 893, 265		
借地地	10,712	資本金	190,000		
ソフトウェ	21, 654	資本剰余金	180,000		
リ ー ス 資	10,050	資 本 準 備 金	180,000		
そのの	2,759	利益剰余金	1, 523, 265		
投資その他の資産	473, 455	その他利益剰余金	1, 523, 265		
投 資 有 価 証	₹ 34, 432	繰 越 利 益 剰 余 金	1, 523, 265		
関係 会社 株	5,000	評価・換算差額等	85		
出資	₹ 65	その他有価証券評価差額金	85		
関係会社 出資	≥ 23, 025				
関係会社長期貸付	≥ 27, 000				
長期 前 払費	11, 927				
繰 延 税 金 資	221, 792				
そのの	150, 212				
繰延資産	6, 055				
	6,055	純資産合計	1, 893, 351		
資産 合計	7, 515, 111	負債・純資産合計	7, 515, 111		

損益計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

	禾	¥ [1		金	額
売		上	髙			8, 784, 278
売	上	原	価			7, 320, 919
	売 .	上 総	利	益		1, 463, 359
販	売 費 及て	ドー般管理	里 費			882, 367
	営	業	利	益		580, 991
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	338	
	受	取 配	当	金	1,041	
	補	助金	収	入	15, 036	
	助	成金	収	入	4, 408	
	社	宅 使	用	料	4, 490	
	確	定 拠 出 年	金返還	金	4, 319	
	そ	0)		他	12, 365	42,000
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	42, 333	
	そ	0)		他	3, 127	45, 461
	経	常	利	益		577, 531
特	別	利	益			
	固	定資産	売却	益	19	19
特	別	損	失			
	固	定資産	除売却	損	0	
	減	損	損	失	9, 395	
	子	会 社 株	式売却	損	20,000	29, 395
	税引	前当期	純 利	益		548, 154
	法)	人税、住民和	说及び事業	税	153, 158	
	法	人 税 等	調整	額	27, 449	180, 608
	当	期 純	利	益		367, 546

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
当期首残高	190,000	180, 000	180,000	1, 155, 719	1, 155, 719	1, 525, 719
当期変動額						
当期純利益				367, 546	367, 546	367, 546
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	_	367, 546	367, 546	367, 546
当期末残高	190, 000	180, 000	180,000	1, 523, 265	1, 523, 265	1, 893, 265

	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	2,605	2, 605	1, 528, 324
当期変動額			
当期純利益			367, 546
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,520	△2,520	△2, 520
当期変動額合計	△2,520	△2,520	365, 026
当期末残高	85	85	1, 893, 351

独立監査人の監査報告書

2022年6月10日

エフビー介護サービス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 清 彦 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エフビー介護サービス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エフビー介護サービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月4日及び3月18日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2022年4月6日に払込が完了している。また、会社は同取締役会において、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2022年5月9日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告 プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は 誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思 決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び 阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について 報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年6月10日

エフビー介護サービス株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天 野 清 彦 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エフビー介護サービス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月4日及び3月18日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2022年4月6日に払込が完了している。また、会社は同取締役会において、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2022年5月9日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告 プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した 場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を 整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する 責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は 誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、 計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の 表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の 内容並びに当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について取締役及び使用人等から その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するととも に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしまし た。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月11日

エフビー介護サービス株式会社 監査等委員会

取締役・監査等委員 中桐 則昭 @

取締役・監査等委員 降幡 武亮 印

取締役・監査等委員 栗澤 方智 印

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。
現行定款	変更案
第1条~第14条<条文省略>	第 1 条~第 14 条<現行どおり>
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	<削除>
総会参考書類、事業報告、計算書類及び	
連結計算書類に記載又は表示をすべき	
事項に係る情報を、法務省令に定めると	
ころに従いインターネットを利用する	
方法で開示することにより、株主に対し	
て提供したものとみなすことができる。	
<新設>	
	(電子提供措置等)
	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報に
	ついて、電子提供措置をとるものとす
	<u> </u>
	<u>2</u> 当会社は、電子提供措置をとる事項
	<u>のうち法務省令で定めるものの全部ま</u>
	たは一部について、議決権の基準日まで
	に書面交付請求した株主に対して交付
	<u>する書面に記載しないことができる。</u>

現行定款 現行定款	変更案
現行定款 第 16 条~第 42 条<条文省略> <新設>	変更案 第 16 条~第 42 条<現行どおり> <u>附 則</u> 第 1 条 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 15 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (株主総
	会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名 選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

やなぎ さわ ひで き

1

栁 澤 秀 樹 (1949年12月30日生) 再任

所有する当社の株式数 540,000 株

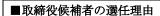
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 2月 フランスベッド販売㈱ 入社

1987年 4月 エフビー信州㈱ (現:当社) 設立代表取締役社長

2002年 7月 社会福祉法人佐久平福祉会 設立 理事長

2018年10月 当社 代表取締役会長 兼 社長 (現任)



柳澤秀樹氏は、当社の創業者として長年に亘りグループの全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献してまいりました。その実力・能力・行動力と、企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も企業価値向上のために持続的な強いリーダーシップが期待できることから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

やなぎ さわ み ほ

所有する当社の株式数 300,000 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 アイフル㈱ 入社

1998年10月 ㈱武富士 入社

2004年 9月 当社 入社

2015 年 6月 当社 取締役

2017年12月 ルルパ㈱ 代表取締役(現任)

2018年 8月 当社 常務取締役 人材育成/保険外事業 管掌

2020年 5月 北京江山福佰健康養老服務有限公司 董事(現任)

再任

2020年 7月 スマイル薬局㈱ 代表取締役(現任)

2020年10月 当社 常務取締役 人事部長

2021年 6月 当社 取締役副社長 (現任)

■取締役候補者の選任理由

柳澤美穂氏は2004年に当社に入社後、人事部に就任し、当社の人材に係る業務全般に携わってまいりました。労務管理における豊富な知識、経験を有している以外に、特に今後の更なる介護人材不足を見据え、海外人材の教育・採用に以前より注力しております。外部との人脈も広く、人が全ての当社の持続的な企業価値向上のため必要で有ると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

やなぎ さわ たか あき

柳 澤 考 輝 (1976年9月7日生) 再任

所有する当社の株式数 400,000 株



3

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4月 エフビー信州㈱ (現 当社) 入社

2002年10月 エフビー信州㈱ (現:当社) 取締役

2006年 4月 当社 常務取締役

2017年 4月 当社 専務取締役

2019年 4月 当社 常務取締役 事業部門担当 (現任)

■取締役候補者の選任理由

柳澤考輝氏は当社の創業時より福祉用具事業の事業所開設等に携わり、介護保険法の法的規制のなかで経営の健全性、透明性の向上のもと事業拡大を進めてまいりました。また BCP 他、各種リスク対策にもリーダーとして注力しております。人材がメインの当社の事業上、各事業所の従業員からの信頼も厚く、持続的な企業価値向上のために必要な人材で有ると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

かた おか まさる

4 片 岡 将 (1975年3月6日生) 再任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年11月 公認会計士國井事務所 入所

2006年 7月 ㈱スパイスコミニケーションズ 入社

2007年10月 ㈱アルテディア 入社

2009年12月 同社 経営管理部長

2011年10月 ㈱アルテディア・アセット・マネジメント 代表取締役

2016年11月 ㈱アルテディア 取締役

2018年10月 当社 入社 取締役 経理財務部長

2020年 4月 当社 常務取締役 経営管理本部長

2020年 5月 北京江山福佰健康養老服務有限公司 董事 (現任)

2020年12月 当社 常務取締役 海外事業推進室 室長 (現任)

2021年 6月 当社 常務取締役 コーポレート部門担当 (現任)

■取締役候補者の選任理由

5

片岡将氏は、2018 年に当社取締役に就任し、当社の事業運営における様々な課題に対し、介護だけではなく会社経営に関する豊富な知識・経験をもとに対策を進めてまいりました。また、特に業界内外の多方面において人脈が広く、同氏の経営に対する高い見識は、今後の当社の持続的な企業価値向上のため必要で有ると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

にの みや しん じ

二 宮 真 司 (1960年4月9日生) 再任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 和光証券㈱(現:みずほ証券㈱)入社

2011年 9月 ㈱みずほ証券リサーチ&コンサルティング 出向

2012年 7月 ㈱日本投資環境研究所 出向

2014年 4月 同社 転籍

2018年 8月 当社 入社 取締役 社長室長 (現任)

■取締役候補者の選任理由

二宮真司氏は、2018 年に当社取締役に就任し、社長室長として社内外の各種調整に携わっております。また、長年の業務経験・知識をもとにガバナンスを中心とした当社の安定経営と拡大経営の確立のため注力しております。同氏の経営に対する高い見識は、今後の当社の持続的な企業価値向上のため必要で有ると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

ゆ ば あきら

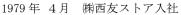
6

弓 場 法 (1956年3月13日生)

再任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



1982年12月 東京都大田区職員 入職

1987年10月 監査法人中央会計事務所 入所

1991年 3月 公認会計士資格取得

1992年 1月 弓場公認会計士事務所開設 (現任)

1992年 1月 税理士資格取得

2003 年 6月 弓場法税理士事務所開設 (現任)

2005年3月日置電機㈱監査役

2015年 2月 日置電機㈱ 監査役(現任)

2015年 6月 大平電業㈱ 社外取締役

2021年11月 当社 社外取締役 (現任)

■社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

弓場法氏は、公認会計士及び税理士としての専門的知識、及び豊富な経験等を踏まえ、また上場会社を含め複数の企業の監査役を歴任し、2021年11月より当社社外取締役に就任されました。当社と関連性が高い福祉事業にも精通され、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただいております。

同氏の経営に対する高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に会計税務における経営監視能力を十分に発揮することを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■社外取締役候補者の取締役会出席状況

·取締役会出席状況 11 回/11 回中

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 2. 弓場法氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 弓場法氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7ヶ月であります。
 - 4. 当社は各社外取締役との間で会社法第 427 条第1項及び当社定款に基づき同法第 423 条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、会社法第 425 条第1項に 規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としており、弓場法氏の再任が承認された 場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して法律上の賠償責任を負担した場合に被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年4月に当該保険契約を更新する予定です。
 - 6. 当社は、弓場法氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。弓場法 氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。 監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。 なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

なか ぎり のり あき

中 桐 則 昭 (1957年5月10日生)

再任

所有する当社の株式数 0株



1

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年10月 監査法人トーマツ大阪事務所 入社

1993年 4月 公認会計士登録

1996年 4月 東京中小企業投資育成㈱ 入社

2007年 6月 同社 取締役成長支援 部長

2010年 9月 ㈱イースタン 入社 顧問

2012 年 6月 同社 代表取締役社長

2016年10月 ㈱三社電気イースタン 常勤顧問

2017年 4月 同社 取締役

2018年 4月 ㈱アプライド・エナジー・ラボラトリー代表取締役

2019年 4月 当社 常勤監査役

2020年 8月 当社 取締役(監査等委員)(現任)

■監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

中桐則昭氏は、企業役員としてのマネジメント経験、また会計分野における豊富な知識・経験に基づく発言等によって、取締役会の建設的な議論及び実効性強化に大いに貢献いただくとともに、2022 年 5 月より、当社・諮問報酬委員会の委員長として、取締役の選解任プロセスの明確化、後継者計画及び報酬ガバナンスの強化を主導いただいております。 当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に会計税務における経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■監査等委員である社外取締役候補者の取締役会及び監査等委員会出席状況

・取締役会出席状況 20回/20回中

・監査等委員会出席状況 12回/12回中

ふり はた たけ あき

2

降 幡 武 亮 (1955年10月2日生)

再任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月新日本証券㈱ (現 みずほ証券㈱) 入社2005年7月同社 公開引受部長

2010年4月 同社 執行役員 兼 企業推進グループ長

2011年4月 日本証券テクノロジー㈱ 顧問

2011年6月 同社 常勤監査役

2014年4月 ㈱OKINAWA J-Adviser 審査部長

2014年6月 同社 取締役 審査部長

2017年3月 Repertoire Genesis(株 監査役 (現任)

2019年4月 当社 監査役(非常勤)

2020年8月 当社 取締役(監査等委員)(現任)

■監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

降幡武亮氏は、大手証券会社にて要職を歴任し、ガバナンスに関する豊富な実績と経験、M&A 及びリスク管理・コンプライアンス分野を含む幅広い知識・経験を有しています。取締役会の建設的な議論及び実効性強化を主導するとともに、審議の充実に貢献いただいております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に財務戦略及びリスク管理・コンプライアンス分野をはじめとした経営 監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■監査等委員である社外取締役候補者の取締役会及び監査等委員会出席状況

取締役会出席状況
 20回/20回中

・監査等委員会出席状況 12回/12回中

あわ ざわ まさ のり

3

栗 澤 方 智 (1976年1月6日生) 再任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



2001年10月 弁護士登録

2001 年 10 月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業弁護士

2017年 7月 ㈱H&Dパートナーズ 取締役 (現任)

2017年 9月 税理士登録

2017年 9月 結和税理士法人 社員税理士 (現任)

2019年 3月 ㈱宮本製作所 監査役

2019年 4月 粟澤・山本法律事務所 社員弁護士 (現任)

2020年 3月 ブレイン・アンド・キャピタル・インベストメンツ㈱ 監査役(現任)

2020年 6月 当社 監査役(非常勤)

2020年 8月 当社 取締役(監査等委員)(現任)

■監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

粟澤方智氏は、複数企業において監査役を歴任し、弁護士として高い専門性とグローバルな知見を持ち、また税理士として専門的見識を有しています。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、取締役会の建設的な議論及び実効性強化を主導するとともに、審議の充実に貢献いただいております。

当社グループの持続的成長と企業価値向上、特に法律・会計税務における経営監督機能の強化のため尽力いただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■監査等委員である社外取締役候補者の取締役会及び監査等委員会出席状況

・取締役会出席状況 19回/20回中

·監査等委員会出席状況 12 回/12 回中

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 2. 中桐則昭氏、降幡武亮氏及び栗澤方智氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 中桐則昭氏、降幡武亮氏及び栗澤方智氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の 時をもって1年10ヶ月であります。
 - 4. 当社は各社外取締役との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき同法第423条第 1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、会社法第425条 第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としており、中桐則昭氏、降 幡武亮氏及び粟澤方智氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して法律上の賠償責任を負担した場合に被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年4月に当該保険契約を更新する予定です。
 - 6. 当社は、中桐則昭氏、降幡武亮氏及び粟澤方智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として届け出ております。 3氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き 3氏を独立役 員とする予定であります。

以上